

柏市公正入札調査委員会要領

制定 平成12年2月29日

施行 平成12年2月29日

(設置)

第1条 建設工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報(以下「情報」という。)に対する的確な対応を行うため、柏市公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 事情聴取の結果
- (2) 公正な入札の執行を妨げるおそれのある場合の対応
- (3) 公正取引委員会への通報
- (4) 入札執行の判断(入札の執行又は取りやめ)
- (5) 落札者の決定(契約の締結又は無効の判断)
- (6) 契約の解除

(構成)

第3条 委員会の委員は、次条に定める委員長のほか、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 財政部長
- (4) 都市部長
- (5) 土木部長
- (6) 当該建設工事等に係る主管部長

2 委員会の委員は、委員会の案件が当該委員の属する部の理事の特定業務に属する場合にあっては、当該案件についてその職務を当該理事に代理させることができる。この場合において、当該委員は、委員会の委員長に対して、当該代理をさせる旨の書面を提出するものとする。

(組織)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は財政部を所管する副市長をもって充

てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、財政部長がその職務を代理する。

(委員長の所掌事務)

第5条 委員長は、次に掲げる事項について事務を所掌する。

(1) 調査に値する情報であるか否か

(2) 入札執行の判断(入札の執行又は延期)、事情聴取の実施

(3) 調査に値しない場合の落札者の決定

(会議)

第6条 会議は、情報があった場合には、原則として、その都度開催する。

2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(報告)

第7条 委員会の会議結果は、市長に報告し、その承認を受けるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政部契約課において処理する。

(準用)

第8条の2 この要領の規定は、建設工事等の入札以外の入札及び見積り合わせに係る情報について準用する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年2月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成 18 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。